

令和2年度おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）
交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的な影響を受けている製造業、建設業及び運送業に対し、今後も事業を継続していくための支援として、おいらせ町が実施する事業継続支援給付金（以下「給付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものをいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類E－製造業に該当するものをいう。
- (3) 建設業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類D－建設業に該当するものをいう。
- (4) 運送業 日本標準産業分類大分類H－運送業、郵便業のうち、中分類43－道路旅客運送業及び中分類44－道路貨物運送業に該当するものをいう。ただし、中分類43－道路旅客運送業のうち小分類432－一般乗用旅客自動車運送業に該当する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者を除く。

（交付対象者）

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者のうち、次の各号いずれかの事業を経営する者とする。

- (1) 製造業
- (2) 建設業

(3) 運送業

(交付の条件)

第4条 給付金の交付を受ける者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を営むるにあたり、許可等が必要な業態は許可等を受けていること。
- (2) 申請日において事業実態があること。
- (3) 平成31年3月31日までに開業していること。
- (4) 令和2年2月から8月までのうち、連続する3箇月間（以下「対象月」という。）の売上の合計が前年同月の合計に比して1割以上減少していること。ただし、対象月が次のいずれかの交付の比較対象となった月を含む場合は、比較の対象とはできない。

ア 令和2年度おいらせ町事業継続支援給付金（令和2年度おいらせ町告示第74号）

イ 令和2年度おいらせ町事業継続支援給付金（第2回）（令和2年度おいらせ町告示第81号）

- (5) 交付対象事業者（法人にあつては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、基本額は1事業者につき20万円とする。

2 第3条第3号の運送業にあつては、運送車両（社用車及び自家用車を除く。）のうち4台目以降、車両1台につき5万円を加算額とし、30万円を上限とする。

3 給付金は、複数の交付対象事業又は事業所等を営んでいる場合であっても、重複して支給しない。

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者は、おいらせ町事業継続支援

給付金（製造・建設・運送業）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和3年1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に必要な許可等を受けていることを証する書類の写し
- (2) 資本金額及び従業員数が確認できる書類の写し
- (3) 個人事業主の場合、事業実態が確認できる書類の写し
- (4) 第4条第4号にある対象月の帳簿の写しと前年同月間の帳簿の写し
- (5) 第5条第2項にあっては、運送車両であることが確認できる書類の写し及び写真
- (6) 本人確認書類（法人にあっては、代表者の本人確認書類）の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

（給付金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、給付金の交付を決定したときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の審査の結果、給付金の不交付を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年 月 日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効前にした行為に対する返還の求めについては、前項

の規定にかかわらず、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）交付申請書

年 月 日

おいらせ町長 殿

〒

住 所

（法人の場合は所在地）

申請者 職・氏名

㊞

（法人の場合はその名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

（申請内容について主に対応する担当者の電話番号）

令和2年度おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

また、給付金が交付される場合は、下記の口座に口座振替により受領することを希望します。

記

1 業種

申請額 20万円	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運送業（運送車両全 台）
加算額 万円	（全運送車両台数 台－3台）×5万円 ※上限30万円

2 主な店舗（※店舗等が複数ある場合は主たるものを記載）

商号	
所在地	おいらせ町

3 振込口座

金融機関	金融機関名			本・支店名					
	預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号					
ゆうちょ銀行	店名			口座番号					
(フリガナ)									
口座名義									

4 申請者は、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるものではありません。

5 申請の内容は、真実に相違ありません。給付金の受給後、申請内容に虚偽や不正があることが分かった場合は、返還に応じます。

6 申請者は町内に事業所があります。また、町が保有する公簿によってこの事実を確認することに同意します。

年 月 日

様

おいらせ町長

印

おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）交付決定通知書（兼振込通知書）

令和2年度おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請の内容を審査した結果、次のとおり交付を決定しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

交付決定内容	
交付額	円
交付(振込)年月日	年 月 日
振込先	金融機関
	支店名
	口座名義人

(担当部署等連絡先)

年 月 日

様

おいらせ町長

印

おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）不交付決定通知書

令和2年度おいらせ町事業継続支援給付金（製造・建設・運送業）交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請の内容を審査した結果、次の事由により不交付を決定しましたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

不交付の事由

（担当部署等連絡先）